

45 職域接種による接種実績の把握について

【問】

①職域接種においては接種券が無くても接種が可能だが、接種実績を市はどの様に把握しているのか。(接種率を正確に算出する為には、接種済みの人数を市が漏れなく把握する必要があり、市民への周知も含めた対応が必要だと考えます)

【答】

①市町村から接種券が届いておらず、被接種者が接種券を有していない場合には、予診票を接種医療機関等において保管し、被接種者が接種券を持参した時点で予診票に接種券の中にあるクーポン券を貼付した上で、ワクチン接種記録システムに登録するという取扱いになっております。

ワクチン接種記録システムに登録されることで、接種実績に反映され、把握できるようになります。

(「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き(初版)」より。)

(感染症対策室 R3. 7. 26 回答)